

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 答 申

(答 申 第 78 号)

令和4年8月16日

大津市情報公開・個人情報保護審査会

答 申

第1 審査会の結論

大津市長（以下「実施機関」という。）が請求のあった公文書の存否を明らかにしないで公文書公開請求を拒否した決定は妥当である。

第2 審査請求の経過

1 公開請求

令和3年7月30日、審査請求人は、大津市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対して次の公文書の公開を求める公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

「〇〇と〇〇の親子関係に関して市がこれまでに収集し作成した文書のすべて」

2 実施機関の決定

令和3年8月16日、実施機関は、本件公開請求に係る公文書（以下「本件公文書」という。）が存在するか否かを答えること自体が、条例第7条第1号により非公開とすべき情報を公開することとなることを理由に、条例第10条の規定に基づき、その存否を明らかにせず公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

令和3年8月23日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定に基づき、審査請求を行った。

第3 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、全部の公開を求めるものである。

第4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

- 1 大津市が虐待防止法に基づき、〇〇に措置（処分）を行ったこと自体は、公権力の発動であって、個人に関する非公開情報には該当しない。
- 2 障害者虐待防止法の養護者による虐待によって、私の〇〇が保護され、施設に入所している。私が虐待していたという事実はなく、不服申し立てをしたいと思っている。しかし、市はそもそもいかなる事実をもって虐待があったと認定したのか、その内容を全く明らかにしない。市の認定した虐待の事実を知り、その処分の妥当性について検討、判断するため、今回の請求に至ったものである。
- 3 特定個人のプライバシーに関わる部分を非公開にすることについては、やむを得ないと考えるが、処分の有効性、妥当性を判断するための外形的、客観的事実については、公開をする必要があると考える。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

- 1 審査請求人が公開を求めている文書の存否を答えることにより以下に掲げる非公開情報を公にすることとなるため、請求対象公文書の存否を明らかにせず非公開決定をした。
 - (1) 条例第10条に該当することについて
本件公文書が存在しているか否かを答えるだけで、「非公開情報を公開することとなるとき」に該当する。
 - (2) 条例第7条第1号本文に該当することについて
本件公文書の存否に関する情報は、特定の個人を識別することができる情報を含むため、条例第7条第1号本文の個人に関する情報に該当する。
 - (3) 公文書の公開請求権を定めた条例第5条は、何人にも等しく公文書公開請求を認めているが、請求者が公開請求に係る公文書に記載されている情報について親子関係であるか等の個別的事情は、公開・非公開の判断に影響を及ぼす規定も存在しないことから、親子関係であることを理由として本件の存否情報を公開することは適当ではない。
- 2 以上のことから、本件処分には、違法又は不当な点は何ら存在しない。

第6 当審査会の判断理由

- 1 本件公開請求について
実施機関は、本件公開請求に対して本件公文書の存否を答えることにより、条例第7条第1号に掲げる非公開情報を公開することになるとして、その存否を明らかにしないで公開請求を拒否する決定を行った。
これに対して、審査請求人は、天津市が虐待防止法に基づき、特定個人に措置（処分）を行ったこと自体は、公権力の発動であって、個人に関する非公開情報には該当しないとして本件公文書の公開を求めていることから、本件処分の妥当性について検討する。
- 2 公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することについて
条例第10条は「公開請求に対し、当該公開請求に係る文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」と規定している。
これは、公開請求に対しては、当該公開請求に係る公文書の存否を明らかにした上で公開決定等をすべきところ、その例外として公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することができる場合について定めたものである。
- 3 本件処分の適否について
条例第7条第1号本文は「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非公開情報として規定している。

本件公開請求は、特定の個人の親子関係に関する公文書の公開を求める趣旨で行われたものであり、その存否を答えることにより、条例第7条第1号本文に規定する、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）とともに、当該個人の親子関係の有無に関する情報を公開するのと同じ結果を生じさせるものと認められる。

また、当該情報が、非公開情報の例外を定めた条例第7条第1号ただし書に該当するとは認められない。

4 審査請求人の他の主張について

審査請求人は、本件公開請求に係る個人と親子関係にあることを述べているが、公文書の公開請求権を定めた条例第5条は、何人にも等しく公文書公開請求を認めており、請求者が公開請求に係る公文書に記録されている情報について当事者であるか等の個別的事情が公開・非公開の判断に影響を及ぼす規定も存在しないことから、本件審査請求に係る当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

5 結論

以上のことから、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和3年 9月17日	諮問書の受理
令和4年 1月19日	実施機関からの事情聴取 審議
令和4年 2月21日	審査請求人の意見陳述 審議
令和4年 4月25日	審議
令和4年 5月23日	審議
令和4年 7月 4日	審議
令和4年 8月 4日	審議
令和4年 8月16日	答申